

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 温泉法施行細則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 28 年 3 月 30 日・東京都規則第 106 号

1 概要

(1) 改正理由

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行により、審査請求期間の延長、異議申立てに係る手続の廃止等が行われることに伴い、規定を整備する必要がある。

(2) 改正内容

規則別記第 7 号様式の 4 及び別記第 11 号様式中の教示文において、審査請求期間を「60 日」から「3 月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改めるほか、規定を整備する。

2 施行日

平成 28 年 4 月 1 日

3 問合せ先

環境局自然環境部水環境課

直通 03-5388-3496

内線 42-623